附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、九七〇人」を「一三、九六九人」に改め、同表外務省の項中「五、九六〇人」を「五、九七六人」に改める。

附則第三項の表国家公安委員会の項中「七、八一三人」を「七、八一二人」に改める。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
外務大臣　岸田　文雄

政令第二百九十三号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項に次のただし書を加える。

ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。

第四条第五項第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第七項ただし書の規定は、平成二十八年四月一日以後に生じた災害に係る災害共済給付について適用する。

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十四号

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項第二号及び第三号並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

（加入者）

第一条の二　法第十四条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　学校法人等（法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条において同じ。）以外の者にもまた使用され、その者から受ける報酬の額が当該学校法人等から受ける報酬の額を超えていることその他の共済規程（法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）で定める基準に該当する者

二　日々雇い入れられる者（一月を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

三　二月以内の期間を定めて使用される者（その定められた期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

2　法第十四条第一項第三号の政令で定める者は、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者をいう。以下この項において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

一　一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

二　当該学校法人等に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

三　報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものを除く。）について、文部科学省令で定めるところにより、法第二十二条第八項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の文部科学省令で定める者であること。

第二条の見出しを削り、同条第四号中「（法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。